

議案第十 号

三朝町立中学校等設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成



昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町立中学校等設置条例の一部を改正する条例
三朝町立中学校等設置条例（昭和三十九年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

三朝町立東小学校成分校	三朝町大字三徳
中津分校	中津
三朝町立東小学校中津分校	三朝町大字中津

を

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。